

埼玉県立草加東高等学校修学旅行仕様書

1 業務の名称

埼玉県立草加東高等学校令和7年度入学生徒修学旅行企画提案及び実施業務

2 業務の期間

契約の日から令和9年2月28日まで

3 業務の概要

- (1) 旅行中の全体計画（行程表）の作成と実施（添乗を含む）
- (2) 旅行中の交通手段及び、訪問施設等の確保
- (3) 体験学習プログラム等の企画及び現地でのサポート
- (4) 修学旅行に係る危機管理、トラブルへの対応・処理及び相談
- (5) 事業実施にかかる諸手続等
- (6) 生徒及び保護者への事前説明及び各種資料の作成・提供
- (7) 実施期間中の参加者の一般的な健康管理

4 業務の条件

- (1) 対象学年
令和7年度入学生（2年時に実施）
- (2) 旅行期日
令和9年1月31日（日）から令和9年2月3日（水）
- (3) 旅行日数
旅行日数は民泊2泊を含む3泊4日とする。
- (4) 目的地
沖縄県
- (5) 予定人数
336人（生徒318人、引率教員18人）※予定
- (6) 費用
生徒一人当たり95,000円以内（消費税込み）とする。
※交通費、宿泊費、食事代、施設見学料や保険料などの諸費用等、修学旅行に係るすべての経費を含むものとする。ただし、個別体験学習に係る費用は旅行費用とは別途徴収としても差し支えない。
- (7) その他
1泊目2泊目の宿泊施設（中部地区民家泊分宿）は、既に学校として予約完了済。

5 企画全般について

次に掲げる全ての事項が達成できる企画とすること。

- (1) 本校の修学旅行の目的である、生徒相互の親睦の深化、平和学習の実施、沖縄県独自の歴史や文化の学習、沖縄の人々との交流が実現できること。
- (2) 1日目に平和学習を行うこと。
- (3) マリン体験を含む個別体験学習を実施すること。
体験学習の内容も含めた終日の予定を明確に表示すること。
- (4) 上記仕様以外に、業者独自の付加価値・サービスを提案すること。

6 宿泊施設・日程について

利用ホテル・日程

中部地区民家泊分宿

令和9年1月31日(日)から2月1日(月) (2泊)

ホテル(未定)

令和9年2月2日(火) (1泊)

7 交通機関について

(1) 航空機

羽田空港⇄那覇空港間の直行便とし、分乗でないことが望ましい。特に往路の便については、生徒が自宅(春日部市付近までを想定)から集合可能な時間帯に運航する便であること。

(2) 貸切バス

ア 一般貸切旅客自動車運送事業の許可を有する業者のバスであること。

イ 荷物用のトランクを有し、55名が乗車できる大型バスをクラス分(8台)確保すること。

ウ 有料道路代金、駐車料金、バス乗務員経費を旅行費用に含めること。

(3) その他

羽田空港を起点として集合及び解散することとする。自宅と羽田空港の往復に係る費用は自己負担とし、旅行費用には含めない。

8 個別体験学習について

マリン体験を含むアクティビティや文化的体験等、沖縄県独自の歴史や文化、自然を体感することができ、生徒のニーズに対応可能な個別体験学習を用意すること。

(1) マリン体験

ア 体験グループごとにインストラクター(有資格者)を1名以上配置し体験活動の指導・支援及び安全管理を行うこと。

イ 男女別に更衣室及びシャワー施設を確保すること。

ウ 荒天等により実施できない場合の代替えプランを用意すること。

エ 安全・安心が担保された場所で実施すること。

(2) その他の体験

- ア 文化体験等多数のコースを設定し、生徒のニーズに対応すること。
- イ 荒天時の内容変更も含め、荒天に対応可能なプランを設定すること。
- ウ 体験施設への移動に係るバスは8台以内とすること。

9 現地見学地について

- (1) 沖縄の歴史や文化を感じることができ、高校生が見聞するにふさわしい建築、名所等であること。
- (2) 入場料、拝観料等が発生する場合は旅行費用に含めること。

10 各種保険の加入について

- (1) 荒天等による航空機の運休や行程の変更などに対応可能な旅行保険に加入すること。特に延泊については最大2泊まで対応することとし、緊急時の保護者や教職員の現地派遣にも対応可能なものとする。
- (2) 全行程における事故や怪我等に対応する傷害保険（救援者費用込み）及び施設設備等の汚損・破損等に対応する損害保険に加入すること。
- (3) 上記保険の加入に係る経費は旅行費用に含むこと。

11 その他の条件について

- (1) 添乗員は3名以上とし、そのうち1名以上は女性を含むこととする。また、看護師（現地雇用可）を1名帯同させること。なお、添乗員費、看護師費用についても旅行費用に含むこと。
- (2) 添乗員リストを添付し、うち1名については「旅行管理業務を行う主任者証」及び「資格取得者証」の写しを添付すること。
- (3) レンタル携帯電話を3台確保し、費用を旅行費用に含むこと。
- (4) 民泊期間中の巡回用に自動車を1台確保すること。併せて、必要に応じて個別体験学習時の巡回用に自動車を1台確保し、その費用を旅行費用に含むこと。
- (5) 大型の荷物は事前に学校で集荷し、現地到着日時に合わせて現地で受け取れるように発送すること。また、旅行最終日に現地で荷物を集荷し、現地から各旅行者の指定する場所に荷物を発送すること。なお、発送に係る日数は、旅行最終日から原則2日後までとし、発送に係る費用は旅行費用に含めることとする。
- (6) 企画料金及び手数料等は旅行費用に含めること。